

物流の効率化の取組を支援します！



青の煌めきあomorい国スポ・障スポ
公式マスコット「アップリート君」

令和8年度 あomorい農林水産物の 物流効率化推進事業費補助金

補助対象者	青森県内に本社、集出荷施設等の主要施設を有する県産農林水産物を取り扱う荷主事業者	
申請区分	①機器・システム等の導入	②施設等の整備・改修
補助率	1/2 以内	
補助上限額	200 万円	500万円
対象経費	物流効率化に資する取組に要する経費	

(2026年)

申請期間 ①令和 8 年 4 月 28 日(火) ~ 6 月 15 日(月)

②令和 8 年 4 月 28 日(火) ~ 7 月 15 日(水)

申請方法 青森県電子申請・届出システム による申請

青森県電子申請・届出システム



お問い合わせ先

青森県農林水産部 食ブランド・流通推進課 企画調整グループ
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

017-734-9351



brand@pref.aomori.lg.jp

あomorい農林水産物の物流効率化推進事業





補助事業概要

対象事業	対象経費経費	補助率・補助上限額
①荷役作業の効率化に資する機器・システム等の導入等	(1)荷役機械の導入 ・フォークリフト、フィルム包装機等 (2)荷役機器の導入 ・パレット、カゴ台車等 (3)システムの導入 ・パレット循環管理システム、トラック予約システム等 (4)輸送の実証試験に係る運行経費 (5)専門家への相談に係る経費	・補助率 1 / 2 以内 ・補助上限額 2,000 千円
②荷待ち・荷役時間の短縮に資する施設等の整備・改修	(1)物流倉庫等の整備・改修 (2)冷凍・冷蔵施設の整備・改修 (3)荷役機械作業スペース、荷待ちトラックの駐車スペース等の整備	・補助率 1 / 2 以内 ・補助上限額 5,000 千円 ※1と2に取り組む場合は、補助率1 / 2以内、補助上限額5,000千円となります。



申請の流れ

	申請者	県
交付申請	1 交付申請 (①令和8年6月15日まで) (②令和8年7月15日まで)	2 ・ 交付申請受付 (①~6/15、②~7/15) ・ 審査 (①6/16~、②7/16~) (申請者多数の場合は審査により決定)
	4 交付決定通知書受領	3 交付決定通知書発行
	5 事業着手	
事業実施	6 状況報告書提出	
	7 事業完了	
実績報告	8 実績報告書提出	9 補助事業確認検査
	11 補助金額確定通知書受領	10 補助金額確定通知書発行
	12 請求書提出	
	14 補助金受領	13 補助金の交付



採択の方法

交付申請書の内容から、①事業成果、②公平性、③財務の健全性、④物流効率化に向けた先進的な取組の観点でポイント付けし、予算の範囲内でポイントの高い順に採択します。

補助金の申請に関する詳しい内容は、県ホームページをご確認ください。



留意事項

補助事業は、国民の税金を活用して実施しますので、ルールを守る必要があります。



補助金の申請には、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ・ 取組内容が物流事業者の労働力不足の解消又は改善に寄与するものであること。
- ・ 既にトラック積載率の向上に取り組んでいる、又は、取り組む予定であること。
- ・ 荷待ち時間又は荷役時間の削減を図る取組であること。



以下に該当する経費は対象外です。（主なもののみ記載）

- ・ 機械、機器、システム、施設等の単純更新に要する費用。
- ・ 申請した同一の内容（経費）で、国、都道府県、市町村等から重複して補助等を受けているもの。
- ・ 交付決定前に支出される経費。（例外あり）



令和8年度中に納品できなかった場合

- ・ 事業の財源として活用している国の交付金は、令和9年度に繰越ができないことから、**交付決定の取消し**の可能性があります。
※必ず、販売店に納品日を確認してください。



財産処分の制限

- ・ 機械等の耐用年数（フォークリフトは4年間）が経過するまでの間は、県の許可を得ないで売却、譲渡、貸付などを行うことはできません。また、財産管理台帳は、耐用年数が経過するまで保管してください。



会計検査院の対応

- ・ 会計検査院の検査対象となった場合、説明をお願いすることがあります。



事業完了後

- ・ 事業実施年度から3年間、各年度における補助事業の成果について、当該各年度の翌年の9月末までに報告していただきます。
- ・ また、補助事業に関する書類は、令和14年3月31日まで保管してください。